

旭川市報道依頼

各報道機関 様

KJ00042541

2023年2月27日

発信課	子育て支援部主幹付
担当者	橋本由宇
連絡先	電 話 内線 5 1 4 1
	F A X
	E-mail orangeribbon@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 [] 募集 [○] 契約・入札 [] 会議・説明会 [] その他 []
日 程	
発表項目 (行事名)	いじめ対策担当の弁護士及び心理士の募集について（会計年度任用職員）
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	令和5年度4月1日に新設するいじめ防止対策推進課にて勤務する弁護士及び心理士を募集しています（いずれも会計年度任用職員） 募集概要及び勤務条件は添付資料のとおり
添付資料	有 ☒ 無 ☐
報道（取材）に当 たってのお願い	
備 考	

旭 川 市 職 員 選 考 採 用 実 施 案 内

会計年度任用職員 (いじめ対策担当弁護士)

旭川市では、令和5年度に新たに設置予定のいじめ防止対策推進部で実施するいじめ・不登校等の事案対応について、法的見地を踏まえた相談対応を行うため、弁護士資格を持った会計年度任用職員を募集しています。

児童福祉分野についての高い専門知識を備え、子どもの権利擁護に係る業務経験がある方や、強い関心・熱意がある方を求めています。

1 採用予定人員、配置予定先等

採用予定人員	1 名
配置予定先	いじめ防止対策推進部 いじめ防止対策推進課
勤務内容	いじめ、不登校等の事案対応に係る法的見地に則った相談、指導、助言及びこれらに付帯する業務（学校訪問等を含む）

2 応募資格

資 格 要 件
次の(1)～(3)のすべての要件を満たす方 (1) 司法修習を終了していること (2) 法律に関する高度な専門知識を有するとともに、申込日現在、弁護士としての実務経験が1年以上あること。 (3) 日本国籍を有する方

※地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（欠格条項）に該当する方は応募できません。

（地方公務員法第16条の主な内容）

○禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

○旭川市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

○日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 選考内容等

(1) 選考内容

選考方法	内 容
書類選考	選考申込書による審査を行います。
個人面接	個別面接による選考を行います。

(2) 選考の日時及び場所

日 時	場 所
随時	旭川市子ども総合相談センター (旭川市10条通11丁目)

4 申込書類、申込方法、受付期間等

申込書類	(1) 選考申込書(1)・(2) (市指定の様式を使用し、必ず本人が記入してください。) (2) 司法修習終了証等の写し ※(1)には写真(上半身・無帽・正面向・6か月以内撮影・縦4cm×横3cm)をのり付けしてください。 ※提出書類等により取得した個人情報については、今回の職員選考採用の実施のために用い、それ以外の目的には使用いたしません。
申込方法	申込書類を一括して、持参又は郵送により提出してください。 郵送の場合は、封筒の表に「選考(いじめ対策担当弁護士)申込書提出」と朱書きしてください。
申 込 先 及 び 問い合わせ先	〒070-0040 旭川市10条通11丁目 旭川市子ども総合相談センター 担当：鎌田・橋本 TEL (0166) 26-5503
受付期間	令和5年2月21日(火)から3月17日(金)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) (受付時間 8時45分から17時15分まで) 郵送の場合は、令和5年3月17日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。

5 合格発表

選考結果については、郵送により通知します。

6 合格から採用まで

- (1) この選考採用で合格した方は、応募資格(2)に掲げる、弁護士としての1年以上の実務経験を確認するために在職証明書等を提出していただきます。当該要件を書面で確認できない場合は採用を取り消します。

- (2) 採用時期は令和5年4月1日を予定しています。ただし、合格者の希望を考慮の上、採用時期を調整することがあります。
- (3) 採用後は、いじめ防止対策推進課への配置を予定していますが、採用後配置替えになる場合があります。

7 給料

月額 107,000円

【その他諸手当】

時間外勤務手当，通勤手当が支給されます。

住居手当，扶養手当，寒冷地手当等は支給されません。

8 勤務条件

- (1) 任用期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (2) 勤務時間
1週間あたり7時間45分
勤務日等の詳細については合格者の希望を考慮の上，調整します。
- (3) 休 暇
年次有給休暇（勤続年数による変更あり），病気休暇，特別休暇（夏期休暇など）
- (4) 社会保険等
適用はありません。
- (5) その他
弁護士登録は求めませんが，登録する場合，会費は個人負担になります。

9 その他

会計年度任用職員の給料・報酬などは、旭川市令和5年度予算を財源としていますので、予算成立状況により任用期間や勤務時間が一部変更になることがあります。御了承ください。

旭 川 市 職 員 選 考 採 用 実 施 案 内

会計年度任用職員 (いじめ対策担当心理士)

旭川市では、令和5年度に新たに設置予定のいじめ防止対策推進部で実施する、いじめ・不登校等の事案対応業務を担う心理士資格を持った会計年度任用職員を募集しています。

児童生徒を対象とした相談業務経験のある方や、児童福祉に強い関心・熱意がある方を求めています。

1 採用予定人員, 配置予定先等

採用予定人員	2 名
配 置 予 定 先	いじめ防止対策推進部 いじめ防止対策推進課
勤 務 内 容	いじめ・不登校相談窓口における相談対応等の心理士業務

2 応募資格

資 格 要 件
次のいずれも所持している方 (1) 普通自動車運転免許 (2) 臨床心理士, 臨床発達心理士又は公認心理師資格

※地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（欠格条項）に該当する方は応募できません。

（地方公務員法第16条の主な内容）

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 旭川市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 選考内容等

(1) 選考内容

選考方法	内 容
書類選考	選考申込書による審査を行います。
個人面接	個別面接による選考を行います。

(2) 選考の日時及び場所

日 時	場 所
随時	旭川市子ども総合相談センター (旭川市10条通11丁目)

4 申込書類、申込方法、受付期間等

申込書類	履歴書（別紙）
申込方法	持参又は郵送により提出してください。 郵送の場合は、封筒の表に「選考（いじめ対策担当心理士）履歴書提出」と朱書きしてください。
申 込 先 及 び 問い合わせ先	〒070-0040 旭川市10条通11丁目 旭川市子ども総合相談センター 担当：橋本 Tel（0166）26-5503
受付期間	随時

5 合格発表

選考結果については、郵送により通知します。

6 給料

月額 255,300円～268,800円

【その他諸手当】

支給要件に該当する場合は時間外勤務手当、期末手当、通勤手当が支給されます。
住居手当、扶養手当、寒冷地手当等は支給されません。

7 勤務条件

(1) 任用期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(2) 勤務日等

勤務日：月曜日から金曜日（週5日フルタイム勤務）

勤務時間：8時45分から17時15分

休憩時間：12時15分から13時00分

休日：土日祝及び年末年始（12月30日から1月4日）

時間外労働：あり（月平均5時間程度）

休日勤務：なし

(3) 休暇

本市の規定により、年次有給休暇（任用開始時に付与）、夏期休暇などの特別休暇等を付与します。付与日数は任用期間等により決定します。

(4) 社会保険等

社会保険：加入（共済組合（健康保険）、厚生年金保険）

雇用保険：加入

(5) 就業場所

旭川市子ども総合相談センター（旭川市10条通11丁目）

8 その他

会計年度任用職員の給料・報酬などは、旭川市令和5年度予算を財源としていますので、予算成立状況により任用期間や勤務時間が一部変更になることがあります。御了承ください。